

一般財団法人埼玉伝統工芸協会評議員会運営規則

平成23年10月27日
規則第 3 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

3 監事は、評議員会に出席し必要な場合は、意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、その他必要がある場合に開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

4 代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び理由を示して招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、さいたま地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項にかかる議案の概要

ア 役員等の選任

イ 役員等の報酬等

ウ 事業の全部の譲渡

エ 定款の変更

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、代表理事は評議員会の開催日の5日前までに評議員に対して書面で通知しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(評議員提案権)

第7条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。

この場合、その評議員は提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(定足数)

第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに定款に定める次の事項を決議する。

(1) 評議員、理事、監事の選任及び解任

(2) 評議員、理事、監事、運営委員の報酬の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会にかかる招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することができない。

(決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は評議員として表決に加わること

はできない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令に定められた事項

3 前項にかかわらず、目的又は評議員の選任及び解任にかかる定款の変更決議は、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 前3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第11条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 雑則

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規則は、本協会設立の登記の日から施行する。